

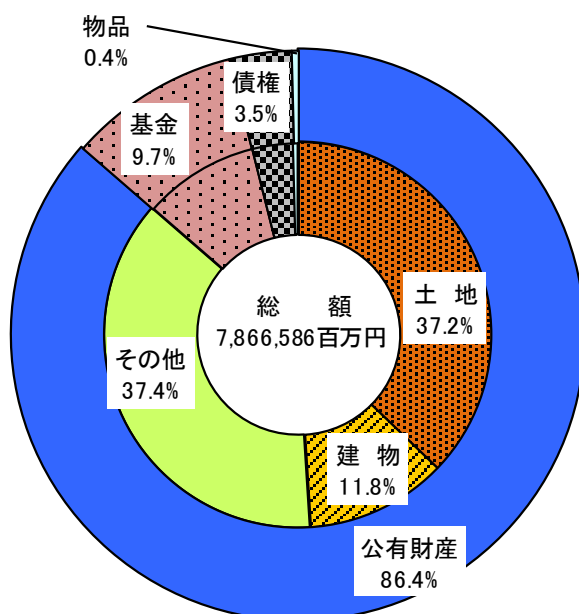
府有財産、府債及び一時借入金

府有財産

大阪府は、各種の事務事業の推進のため、土地、建物、有価証券、特許権、地上権、出資による権利等の公有財産、車両、家具什器類等の物品、金銭の給付を目的とする債権、特定の目的のために設けられた基金など様々な財産を所有しています。

これら府民の財産である府有財産の平成28年3月31日現在の評価額は7兆8,665億86百万円であり、その内訳は第13表のとおりです。(詳細はp.70付表第5表参照)

府有財産の構成 (平成28.3.31現在)



第13表

府有財産の状況

区 分	平成28.3.31現在 (A)			平成27.9.30現在 (B)		差引増減 (A) - (B)	
	数 量	価 格	構成比	数 量	価 格	数 量	価 格
公 有 財 産	—	百万円	%	—	百万円	—	百万円
土 地	69,132,052	2,929,565	37.2	68,748,746	2,934,839	383,306	△ 5,274
建 物	13,168,738	924,919	11.8	13,113,552	921,179	55,187	3,740
そ の 他	—	2,939,721	37.4	—	2,944,597	—	△ 4,876
物 品	点			点		点	
重要物品	3,060,268	29,644	0.4	3,041,166	29,677	19,102	△ 33
一般物品	7,589	29,644	0.4	7,604	29,677	△ 15	△ 33
債 権	—	277,216	3.5	—	297,613	—	△ 20,396
基 金	—	765,521	9.7	—	769,162	—	△ 3,641
合 計	—	7,866,586	100.0	—	7,897,066	—	△ 30,480

(注) 府有財産の価格については、取得価格から減価償却累計額及び減損累計額を引いた額とする。

府 債

府債については、計画的な発行に努めているところですが、国から配分される地方交付税の不足額を補うために発行している臨時財政対策債（元利償還金は、後年度、基準財政需要額へ全額算入）が近年増加しており、公営企業会計に属するものを除く平成28年3月31日現在の府債残高は、6兆854億円となっています。

府債の現在高を借入先別に区分すると第14表のとおりです。

なお、公営企業会計に属する府債残高については、「平成27年度下半期の公営企業の業務の状況」（P63～P64）をご覧ください。

第14表

借入先別府債の状況（公営企業会計に属するものを除く）

単位：百万円

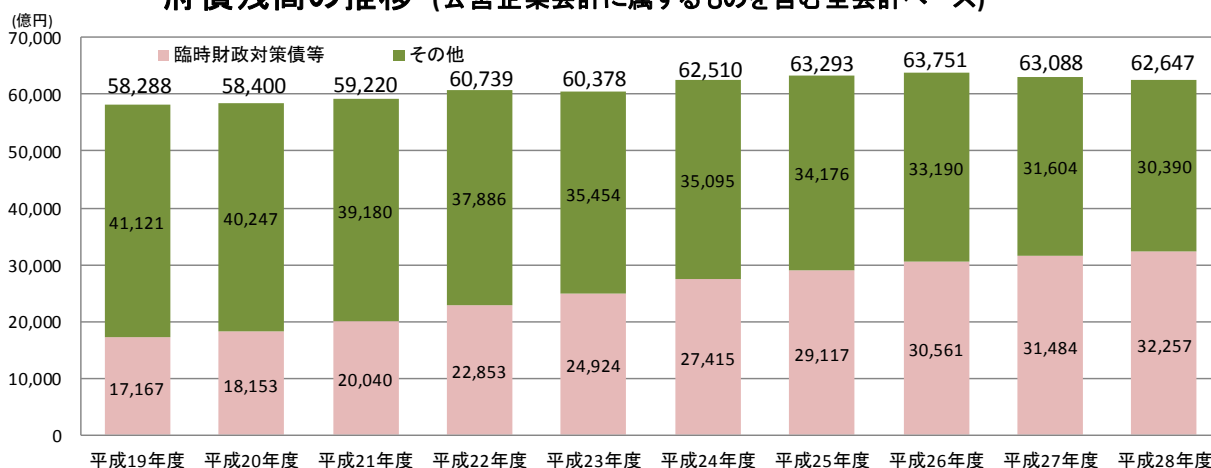
区 分	平成28.3.31現在残高	
	金 額	構成比
公 的 資 金	432,573	7.11%
政 府 資 金	296,344	4.87%
地方公共団体金融機関資金	103,519	1.70%
そ の 他	32,709	0.54%
民 間 等 資 金	5,652,828	92.89%
市 場 公 募	4,713,110	77.45%
銀 行 等 引 受	939,718	15.44%
合 計	6,085,402	100.00%

(注) 1 その他は、国の予算等貸付金債等

2 上表の各数値については、平成28年3月31日現在の残高を記載したものであり、出納整理期間における発行・償還を含む27年度の決算額とは異なる。

〈参考〉出納整理期間における発行・償還を含めた各年度決算時の状況

府債残高の推移（公営企業会計に属するものを含む全会計ベース）



(単位：億円)

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
一般会計	50,627	48,735	49,923	51,802	53,804	52,491	53,523	54,334	53,977	53,992
特別会計	7,661	9,665	9,297	8,937	6,574	10,019	9,770	9,417	9,111	8,655
全会計（計）	58,288	58,400	59,220	60,739	60,378	62,510	63,293	63,751	63,088	62,647
臨時財政対策債等	17,167	18,153	20,040	22,853	24,924	27,415	29,117	30,561	31,484	32,257
その他	41,121	40,247	39,180	37,886	35,454	35,095	34,176	33,190	31,604	30,390

(注) 1 平成19年度～26年度は決算額、平成27年度は最終予算額、平成28年度は当初予算額である。

2 臨時財政対策債等とは、臨時財政対策債、減税補填債、臨時税収補填債、減収補填債の残高の合計。

3 出納整理期間とは、年度内に収入または支出すべきと確定したものの、未収または未払いとなっているものについて、収入または支出を行うために設けられている期間で、会計年度終了後の4月1日から5月31日までの期間をいう。

一時借入金

一時借入金は、府税、国庫支出金などの収入とこれらを財源とする事業費等の支出時期が必ずしも一致しないため、一時的に資金に不足が生じる場合、あらかじめ府議会の議決を得た限度額の範囲内で金融機関などから一時的に資金を借り入れるものです。同一年度内に償還する点で、府債と異なります。

平成 27 年度は借入れませんでした。

第 15 表

一時借入金の状況

(単位:千円)

月 別	借入現在高
平成 27 年 10 月末現在	0
11 月末現在	0
12 月末現在	0
平成 28 年 1 月末現在	0
2 月末現在	0
3 月末現在	0